

高知県「がけくずれ」住家防災対策事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県「がけくずれ」住家防災対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 近年、県下各地で集中豪雨等による「がけくずれ」のため、重大な災害が発生し、貴重な人命が失われていることにかんがみ、このような災害を防止するため、県は防災事業を行う市町村に助成措置を講ずることにより、県民の生命と財産を保護し、民生の安定を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 県は、別に定める「がけくずれ」住家防災対策事業採択基準に適合する市町村の防災事業に要する工事費に対して予算の範囲内で補助する。

- 2 前項に定める補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助率は、各工事費の2分の1以内（ただし、市町村が工事費の4分の1以上を負担する場合に限る。）とする。ただし、千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式とし、1部を知事に提出するものとする。

- 2 前項に定めた申請の提出期限は、補助金の内定通知を受けた日から14日以内とする。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、事前に別記第2号様式の計画変更承認申請書を土木事務所を経由のうえ1部を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。
- なお、工事環境の特殊性に鑑み、施工業者の選定や施工期間中の安全確保等について十分留意すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第 3 号様式による中止又は廃止届により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことによる収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上、知事が必要と認めた事項。

(概算払の請求)

第 7 条 市町村は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定の取消し)

第8条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告、補助事業の繰越し等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに土木事務所を経由のうえ1部を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村は、補助事業の性質上当該年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの、計画の見直しの必要があるもの又は気象関係の事由により、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を繰越しする必要があるもの場合は、別記第6号様式による繰越し承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第10条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定による非開示項目以外の項目は原則として開示を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団員又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第1号様式

番号
平成 年 月 日

平成 年度「がけくずれ」住家防災対策事業補助金交付申請書

「がけくずれ」住家防災対策事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記関係資料を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書
- 2 収支予算書
- 3 実施設計書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住所

氏名

印

別記第2号様式

平成 年 月 日
番 号

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度「がけくずれ」住家防災対策事業
計 画 変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった補助金について別紙のとおり計画を変更したいので、「がけくずれ」住家防災対策事業補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請します。

記

(添付書類)

- 1 別紙 (変更計画書)
- 2 収支予算書

別紙（変更計画書）

市町村名：

目的	事業実施場所	氏名	工事概要		事業完了 予定年月 日	事業費並びに負担区分（円）				変更理由
			工種	延長		事業費	負担区分			
							県補助金	市町村	受益者	
	変更前									
	変更後									
	変更前									
	変更後									
	変更前									
	変更後									
	変更前									
	変更後									

別記第3号様式

平成 年 月 日
番 号

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度「がけくずれ」住家防災対策事業
中止 ・ 廃止 承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった上記事業
については下記のとおり（中止・廃止）したいので、「がけくずれ」住家防災対策事業補助
金交付要綱第6条第3号の規定により申請します。

記

1 中止・廃止の理由

2 事業の内容

所在地	工種	延長	事業費（円）	県補助金（円）
			円	円
			円	円

概 算 払 請 求 書

金 _____ 円也

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった第 次割当について、「がけくずれ」住家防災対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、概算交付されますよう請求します。

記

補助金交付決定金額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
氏名 印

別記第5号様式

平成 年 月 日
番 号

高知県知事 様

市町村長 印

平成 年度「がけくずれ」住家防災対策事業
実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号の補助金の（変更）交付決定通知
がありました事業の完了実績について、「がけくずれ」住家防災対策事業補助金交付要綱第
9条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて提出します。

記

1 事業費

交付決定金額	円（精算額）円
既交付額	円
残 額	円

2 添付書類

- (1) 事業の実施調書
- (2) 収支決算書又は収支決算見込書
- (3) 竣工写真

別記第5号様式の1

事業の実施調書

事業名	事業主体	事業概要	事業着手 年月日	事業完了 年月日	事業費（円）			摘要
					総額	負担区分		
						県補助金	市町村	

・摘要欄には、施工箇所及び氏名を記入。

別記第6号様式

番 号
平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

市町村長 印

「がけくずれ」住家防災対策事業繰越承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付決定通知のあった「がけくずれ」住家防災対策事業補助金について、事業の繰越が必要となりましたので、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額 _____ 円
- 2 補助金額 _____ 円
- 3 事業繰越計画書 別紙1のとおり
- 4 繰越収支予算書 別紙2のとおり
- 5 繰越事業完了予定年月日 平成 年 月 日

別記第 6 号様式の 1

別紙 1 事業繰越計画書

(単位：円)

種別	番号	施工場所	氏名	工種	延長	施工期間		事業費	負担区分			繰越理由	摘要
									県補助金	市町村	受益者		
					m	～	全体事業費						
							年度内事業費						
							繰越事業費						
					m	～	全体事業費						
							年度内事業費						
							繰越事業費						
					m	～	全体事業費						
							年度内事業費						
							繰越事業費						
					m	～	全体事業費						
							年度内事業費						
							繰越事業費						
合計							全体事業費						
							年度内事業費						
							繰越事業費						

別記第6号様式の2

別紙2

繰越収支予算書

(1) 収入の部

予算科目	予算額	年度内	繰越	摘要
分担金及び負担金				
一般財源				
県補助金				
計				

(2) 支出の部

予算科目	予算額	年度内	繰越	摘要
工事請負費				
工事雑費				
計				

この予算書は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

市町村名

市町村長名 印